

須坂市指定管理者庁内検討委員会設置要綱(平成16年5月11日告示第78号)

(設置)

第1 須坂市の公の施設の管理を代行する指定管理者制度の導入並びに指定管理者の選定及び評価等について検討するため、須坂市指定管理者庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者の選定及び指定の取消しに関する事項
- (2) その他指定管理者に関する事項

(組織)

第3 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には市長を、委員には副市長、総務部長、総務課長、政策推進課長、財政課長並びに当該施設を所管する部等の長及び課等の長をもって充てる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員として加えることができる。

4 委員長は、会務を総理する。委員長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

(会議)

第4 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の会議は公開しない。ただし、会議録の公開を妨げるものではない。

(部会)

第5 委員会に、部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、総務部総務課において行う。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成17年3月25日告示第45号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第53号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条の規定により、なお従前の例により収入役が在職する場合においては、この要綱による改正後の各要綱の会計管理者に関する規定は適用せず、この要綱による改正前の各要綱の収入役に関する規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成21年9月30日告示第133号)

この要綱は、告示の日から施行する。